

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】 24-関東176- 1  
 【提出書類】 発行登録追補書類  
 【提出先】 東海財務局長  
 【提出日】 平成25年 6 月 7 日  
 【会社名】 中部電力株式会社  
 【英訳名】 Chubu Electric Power Company, Incorporated  
 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 水野 明久  
 【本店の所在の場所】 名古屋市東区東新町 1 番地  
 【電話番号】 052-951-8211（代表）  
 【事務連絡者氏名】 経理部財務グループ長 田口 英樹  
 【最寄りの連絡場所】 名古屋市東区東新町 1 番地  
 【電話番号】 052-951-8211（代表）  
 【事務連絡者氏名】 経理部財務グループ長 田口 英樹  
 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債  
 【今回の募集金額】 20,000百万円

## 【発行登録書の内容】

提出日	平成24年 9 月24日
効力発生日	平成24年10月 2 日
有効期限	平成26年10月 1 日
発行登録番号	24-関東176
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 500,000百万円

## 【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出した。

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 500,000百万円  
(500,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出した。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

## 【縦覧に供する場所】

中部電力株式会社 静岡支店  
(静岡市葵区本通二丁目4番地の1)

中部電力株式会社 三重支店  
(津市丸之内2番21号)

中部電力株式会社 岐阜支店  
(岐阜市美江寺町二丁目5番地)

中部電力株式会社 長野支店  
(長野市柳町18番地)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	中部電力株式会社第499回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	20,000百万円
各社債の金額(円)	金100万円の1種
発行価額の総額(円)	20,000百万円
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	年1.194 %
利払日	毎年6月25日および12月25日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法および期限  (1) 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年6月25日および12月25日におのおのその日までの前6か月分を支払う。ただし、発行日の翌日から平成25年12月25日までの利息は一括して同年12月25日に支払う。</p> <p>この場合ならびに償還の場合に6か月に満たないときは日割でこれを計算する。この計算の結果、利息に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満の端数を切り捨てる。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日の翌日以降は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所  別記（（注）「11. 元利金の支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	平成35年6月23日 （別記「償還の方法」欄「2. 償還の方法および期限」参照）
償還の方法	<p>1. 償還価額  額面100円につき金100円。</p> <p>2. 償還の方法および期限  (1) 満期償還  (イ) 本社債の元金は、平成35年6月23日にその全額を償還する。ただし、本社債の買入消却に関しては本項第(2)号に定めるところによる。また、期限の利益喪失に関しては別記（（注）「3. 期限の利益喪失に関する特約」）に定めるところによる。</p> <p>(ロ) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(2) 買入消却  当社は、別記「振替機関」欄の振替機関が規定する業務規程等に別途定める場合を除き、発行日の翌日以降いつでも本社債の買入消却を行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所  別記（（注）「11. 元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集

申込証拠金(円)	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成25年6月7日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成25年6月14日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	電気事業法第37条に基づく一般担保
財務上の特約(担保提供制限)	該当条項なし（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約(その他の条項)	該当条項なし

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）

本社債について、当社はR & IからAA-（格下げ方向でレーティング・モニター中）の信用格付を平成25年6月7日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」および同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03-3276-3511

(2) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

本社債について、当社はムーディーズからA3の信用格付を平成25年6月7日付で取得している。

ムーディーズは、本件信用格付に利用した情報の品質は十分なものであると考えており、その情報は、ムーディーズが信頼に足ると見なした情報ソース（適当と思われる第三者からのものも含む）から入手したものである。しかし、ムーディーズは監査人でなく、あらゆる場合において、格付の過程で受領した情報を独自に検証、監査、立証することはできない。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務または債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスクおよびデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあら

ゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスクおよびその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資または財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、または保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式または方法によっても、これらの格付もしくはその他の意見または情報の正確性、適時性、完全性、商品性および特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず)いかなる保証も行っていない。発行体またはその債務に関する信用リスクは、発行体あるいは公表情報から得られた情報に基づいて評価される。ムーディーズは、必要と判断した場合に信用格付の変更を行うことがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ(<http://www.moodys.co.jp/>)の「信用格付事業」([http://www.moodys.co.jp/Pages/default\\_rating.aspx](http://www.moodys.co.jp/Pages/default_rating.aspx))の「プレスリリース」および同コーナー右上の「一覧」をクリックして表示される「プレスリリース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

ムーディーズ：電話番号03-5408-4100

### (3) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

本社債について、当会社はJCRからAAの信用格付を平成25年6月7日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「格付情報」の「当月格付」([http://www.jcr.co.jp/top\\_cont/rat\\_info02.php](http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php))に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

## 2. 各社債の形式

本社債は社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の規定に基づき、社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、同法第67条第1項の規定に基づき、社債券を発行することができない。ただし、社債等振替法第67条第2項に定められる場合には、社債権者は当会社に社債券を発行することを請求できる。この場合、かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、各社債の金額の分割または併合は行わない。

## 3. 期限の利益喪失に関する特約

当会社は、次の各場合には本社債につき期限の利益を失う。

(1) 当会社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号または別記「利息支払の方法」欄第1項第

(1)号および第(2)号の規定に違背したとき、

(2)当会社が本(注)4、本(注)5、本(注)6および本(注)8の規定に違背し、その違背判明後社債管理者の指定する60日以上期間内にその履行または補正をしないとき、

(3)当会社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき、

(4)当会社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当会社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当会社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき、ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない、

(5)当会社が破産手続開始もしくは会社更生手続開始の決定を受け、または解散(合併の場合を除く。)をしたとき、

(6)当会社が電気事業法により経済産業大臣より電気事業の許可の取消を受けたとき、またはその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当会社の信用を毀損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不相当であると認めたとき、

#### 4. 社債管理者への通知

当会社は、次の場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知をしなければならない。

(1)当会社の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき、

(2)当会社が当会社の重要な資産の上に担保権を設定するとき、

(3)事業の全部または重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき、

(4)資本金または準備金の額の減少、組織変更、当会社の事業経営に重大な影響のある合併、会社分割、株式交換または株式移転をしようとするとき、

#### 5. 社債管理者の調査権限

社債管理者は、社債管理者の権限、義務を履行するために必要であると判断したときは、当会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。

#### 6. 社債管理者への事業概況等の報告

(1)当会社は、社債管理者にその事業の概況を報告し、毎事業年度の決算、剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当会社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。

(2)当会社は、金融商品取引法に基づき有価証券報告書、四半期報告書およびそれらの添付書類を関東財務局長に提出した場合には、社債管理者に遅滞なくその旨を通知する。また、当会社が臨時報告書または訂正報告書を関東財務局長に提出した場合も同様とする。ただし、社債管理者がそれらの写しの提出を要求した場合には、当会社は社債管理者にそれらの写しを提出する。

#### 7. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第2項に定められた社債権者のための異議を述べる権限を行使しない。

#### 8. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し通知する場合は、法令の定めがあるものを除き、官報ならびに当会社および社債管理者の定款所定の公告方法または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを通知する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

#### 9. 時効

本社債元金金の支払請求権は、元金については償還期日の翌日から10年間、利息についてはおのおのの支払期日の翌日から5年間これを行使しないときは消滅する。

## 10．社債権者集会の招集地

本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

## 11．元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄の振替機関が規定する業務規程等に基づき支払われる。

## 12．発行代理人および支払代理人

株式会社三井住友銀行

## 2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

### (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	11,000	1. 引受人は社債の全額につき連帯して引受けならびに募集の取扱をなし、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 引受手数料は、額面100円につき金30銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	3,500	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	3,500	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	500	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号	500	
しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号	500	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 7 番 1 号	500	
計		20,000	

### (2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号	1. 社債管理者は共同して本社債の管理を受託する。 2. 本社債の管理手数料については社債管理者に期中において年間28万円を支払うこととしている。
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号	
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号	

## 3 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
20,000	65	19,935

### (2) 【手取金の使途】

手取概算額19,935百万円は、設備資金、借入金返済および社債償還資金に充当する予定である。なお、平成24年度末（平成25年3月31日）における1年内返済予定の長期借入金は59,656百万円、社債は166,000百万円となっている。



## 第2 【売出要項】

該当事項なし。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項なし。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第88期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年6月28日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第89期第1四半期(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日) 平成24年8月9日関東財務局長に提出

#### 3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第89期第2四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日) 平成24年11月8日関東財務局長に提出

#### 4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第89期第3四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日) 平成25年2月7日関東財務局長に提出

#### 5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成25年6月7日)までに、臨時報告書(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定による)を平成24年6月28日に関東財務局長に提出

#### 6 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1 有価証券報告書の訂正報告書)を平成25年4月26日関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

以下の内容は、上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」及び「対処すべき課題」について、有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日(平成25年6月7日)までの間において生じた変更その他の事由を反映し、その全文を一括して記載したものであります。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、下記「事業等のリスク」及び「対処すべき課題」に記載した事項を除き、本発行登録追補書類提出日(平成25年6月7日)現在において

もその判断に変更はありません。また、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

## 「事業等のリスク」

当社グループの経営成績、財務状況などに関する変動要因のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項には、主に以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日（平成25年6月7日）現在において判断したものであり、今後のエネルギー政策や電気事業制度の見直しなどの影響を受ける可能性があります。

### （1）経済環境に関するリスク

#### 経済状況及び天候状況

当社グループの中核事業である電気事業において、販売電力量は景気動向や気温の変動などによって増減するため、業績は影響を受ける可能性がある。

また、年間の降雨降雪量によって水力発電電力量が増減するため、発電費用も影響を受ける可能性があるが、「渇水準備引当金制度」により、一定の範囲で調整が図られるため、業績への影響は緩和される。

#### 燃料価格の変動等

電気事業における燃料費は、LNG（液化天然ガス）、石炭、原油などを海外からの輸入に依存しており、燃料価格及び為替相場の変動により影響を受ける可能性があるが、燃料価格などの変動を電気料金に反映させる「燃料費調整制度」により、一定の範囲で調整が図られるため、業績への影響は緩和される。

ただし、燃料の需給状況、燃料調達先の設備・操業トラブルや政治情勢の変動などにより燃料が円滑に調達できない場合などには、燃料費の増減により、業績は影響を受ける可能性がある。

#### 金利の変動等

当社グループの有利子負債残高は、平成25年3月末時点で3兆2,605億円と、総資産の55.4%に相当し、支払利息が市場金利の変動によって増減するため、業績は影響を受ける可能性がある。

ただし、有利子負債残高の89.4%が、社債、長期借入金の長期資金であり、その大部分を固定金利で調達しているため、業績への影響は限定的である。

また、当社グループが保有する企業年金資産などの一部は、時価が株価・金利などの変動によって増減するため、業績は影響を受ける可能性がある。

### （2）当社グループの事業活動に関するリスク

#### 供給設備の非稼働

当社は、浜岡原子力発電所全号機の運転を停止しており、現在、平成26年度末の完工を目標に、防波壁の設置をはじめとする津波対策、ならびに原子力規制委員会が検討中の新規制基準（以下「新規制基準」という）への対応として、取水槽他の溢水対策に取り組んでいる。地震対策については、新規制基準および内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」の検討状況を踏まえて必要な対策を進めることとしている。また、原子力災害発生時に放射性物質の大規模放出を防ぐフィルタベント設備の設置をはじめとするシビアアクシデント対策を実施するとともに、防災体制の強化や防災資機材の整備、国や立地地域の自治体などとの連携など、防災対策の一層の充実を図っている。なお、新規制基準の内容などによっては、これらの安全対策のさらなる見直しや追加対策が必要となる可能性がある。

また、当社は、浜岡原子力発電所全号機の運転停止に伴い、電力の安定供給の確保に向けて総力を挙げて取り組んでいる。具体的には、お客さまに節電のご協力をいただきながら、長期計画停止火力機の再稼働など、さまざまな需給対策を実施しているが、火力で代替することに伴う燃料費の大幅な増加などにより、業績は影響を受ける見込みである。

当社グループでは、良質な電気を経済的かつ安定的にお届けするために、最適な設備の形成・保全に努めるとともに、災害に強い設備形成を実現するために、大規模地震対策なども実施している。

ただし、大規模な自然災害の発生、事故やテロ行為、燃料調達支障などにより、当社および当社が受電している他社の供給設備が稼働できない場合には、業績は影響を受ける可能性がある。

#### 原子力バックエンド費用等

原子力のバックエンド事業は、超長期の事業で不確実性を有するが、国による制度措置等に基づき、同事業に係る費用は「使用済燃料再処理等引当金」、「使用済燃料再処理等準備引当金」などに引当している。

ただし、原子力バックエンド費用を始めとする原子燃料サイクルに関する費用は、制度の見直し、制度内外の将来費用の見積り額の増減、再処理施設の稼働状況などにより増減するため、業績は影響を受ける可能性がある。

#### 競争環境の変化

電気事業においては、平成12年3月に「小売部分自由化」がスタートして以降、自由化範囲が段階的に拡大され、競争的で開かれた電力市場の構築について、電気事業制度の見直しの議論の中で検討されている。また、エネルギー市場では、再生可能エネルギーの利用拡大や天然ガスの普及促進ならびに省エネルギーの抜本的強化など、新たなエネルギーミックスの実現に向けて、需給構造が大きく変化する可能性がある。

このような中、当社グループは、経営効率化を最大限に進めるとともに、お客さまのニーズに的確にお応えする販売活動を展開していくが、制度の変更や需給構造の変化により、業績は影響を受ける可能性がある。

#### 地球環境保全に向けた規制強化等

世界的に地球温暖化問題への関心が高まる中、電気事業においても、二酸化炭素の排出削減に積極的に取り組み、「低炭素社会」の実現に貢献することが、重要な責務となっている。

このような認識のもと、当社グループでは「中部電力グループ環境基本方針」を制定し、具体的な行動計画である「アクションプラン」に従い、資源の有効活用や環境への負荷を軽減する取り組みなどを計画的に進めているが、今後の環境規制強化などの動向により、業績は影響を受ける可能性がある。

#### 電気事業以外の事業

当社グループは、電気事業およびガスやオンサイトエネルギーなどを供給するエネルギー事業をコア領域として、国内事業で培ったノウハウを活かした海外エネルギー事業、電気事業に関連する設備の拡充や保全のための建設、資機材供給のための製造など、さまざまな事業を展開している。これらの事業は、他事業者との競合の進展など事業環境の変化により、当社グループが期待するような結果をもたらさない場合には、業績は影響を受ける可能性がある。

### (3) その他のリスク

#### コンプライアンス

当社グループでは、法令および社会規範の遵守に関する「中部電力グループコンプライアンス基本方針」を制定し、コンプライアンスの徹底などに努めている。

ただし、コンプライアンスに反する事象の発生により、社会的信用の低下などが発生した場合には、業績は影響を受ける可能性がある。

#### 情報の漏えい

当社グループでは、個人情報をはじめ重要な情報を適切に管理するため、法令などに則り、社内体制および情報の取り扱いのルールを定めるとともに、情報システムのセキュリティ強化や従業員教育などを実施している。

ただし、情報の漏えいにより、対応に要する直接的な費用のほか、社会的信用の低下などが発生した場合には、業績は影響を受ける可能性がある。

#### 「対処すべき課題」

電気事業を取り巻く環境は、東京電力福島第一原子力発電所の事故以降大きく変わり、全国的に原子力発電所の運転停止が継続するなど、極めて厳しいものとなっております。また、国において検討が進められている原子力発電所の新規制基準や電力システム改革への対応も必要となります。

しかし、いかなる経営環境においても、「お客さまに、安全で安価なエネルギーを安定してお届けする」という電気事業者としての使命は、これまでと変わるものではありません。

今後もこの使命を果たしていくためには、原子力、火力、再生可能エネルギーなどの多様なエネルギーをバランスよく組み合わせていく必要があります。

特に、エネルギー資源の乏しいわが国において、化石燃料価格の高騰や地球温暖化という課題に対処しつつ、将来にわたり安定的にエネルギーを確保していくため、安全対策を徹底したうえで、原子力を引き続き重要な電源として活用することが不可欠であると考えております。

現在、浜岡原子力発電所の停止に伴い供給力が低下するとともに、燃料費の増加により収支が悪化するなど、事業運営全般にわたり極めて厳しい状況が続いております。

このような状況を踏まえ、中部電力グループは、「浜岡原子力発電所の安全性をより一層高める取り組み」、「電力の安定供給に向けた取り組み」、「経営効率化に向けた取り組み」を3つの重点的な取り組みとして、引き続き全力で実施してまいります。

まず、「浜岡原子力発電所の安全性をより一層高める取り組み」につきましては、津波対策を引き続き着実に進めてまいります。

また、新規制基準にすみやかに適合できるよう、原子力災害発生時に放射性物質の大規模放出を防ぐフィルタバント設備の設置など、シビアアクシデント（炉心に著しい損傷を伴うような重大な事故）への対応や、津波発生時の発電所敷地内への浸水を防ぐ溢水対策などを実施してまいります。

さらに、地震対策については、新規制基準および内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」の検討状況も踏まえ、必要な対策を進めてまいります。

加えて、防災対策については、より一層の強化を図ってまいります。

次に、「電力の安定供給に向けた取り組み」につきましては、引き続き、発電設備の定期点検時期の繰り延べ・工程短縮、燃料の追加調達などに努めるとともに、上越火力発電所各号機の営業運転を着実に開始してまいります。また、燃料調達における安定性・経済性・柔軟性を向上させるため、LNG関連施設の整備やLNG調達の多様化などにも取り組んでまいります。



当社は、中部地域の安定供給を確実に果たしていくとともに、厳しい需給状況が予想される他の電力会社への応援など、全国的な需給の安定に向けても協力してまいります。

さらに、「経営効率化に向けた取り組み」につきましては、原子力発電を代替するための火力燃料費の大幅な増加などにより、厳しい収支状況が継続することを踏まえ、より一層の経営効率化を行ってまいります。

具体的には、従来から取り組んでいる高効率コンバインドサイクル発電の導入や火力発電所の効率運用を通じた総合熱効率の向上などにより燃料費を削減してまいります。また、供給設備全般にわたる点検・保守方法の合理化や設備の運用・保全における効率化に取り組んでまいります。さらに、調達コストの削減や業務運営の効率化をより一層進めてまいります。

現在、国において、ご家庭を含めたすべてのお客さまが電力会社を自由に選ぶことができる小売全面自由化や、競争を促進するための送配電部門の一層の中立化などを柱とした電力システム改革の検討が進められております。中部電力グループは、引き続き、電力の安定供給に努めるとともに、多様なサービスをお客さまにご提供できるよう、積極的に取り組んでまいります。

これらの取り組みを通じて、中部電力グループは、総力を結集して、電気事業者としての使命を果たすとともに、エネルギー市場の変化に的確かつ柔軟に対応してまいります。

今後とも、お客さまや社会からの信頼が事業運営の基盤であることを肝に銘じ、コンプライアンス経営を徹底するとともに、みなさまに「安心」をお届けする良き企業市民としての社会的責任（CSR）を完遂し、お客さまや株主・投資家のみなさまに信頼、選択されるよう努め、地域社会の発展にも貢献してまいります。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

中部電力株式会社 本店

（名古屋市東区東新町1番地）

中部電力株式会社 静岡支店

（静岡市葵区本通二丁目4番地の1）

中部電力株式会社 三重支店

（津市丸之内2番21号）

中部電力株式会社 岐阜支店

（岐阜市美江寺町二丁目5番地）

中部電力株式会社 長野支店

（長野市柳町18番地）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし。